

Title	一九六〇年度の国税構造が持つ税収の所得弾力性および限界租税函数
Sub Title	The income-flexibility and marginal function of national taxes of Japan in fiscal year 1960
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.8 (1961. 8) ,p.611(1)- 634(24)
JaLC DOI	10.14991/001.19610801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

- 渡部正一著『日本近世道德思想史』……………島崎隆夫 118
- モラゼ著『経済史入門』……………渡辺國廣 119
湯村・竹岡訳
- 大原總一郎著『化学纖維工業論』……………佐藤芳雄 120
- カール・マルクス著
マルクス=エンゲルス全集
刊行会 『資本論』(第一分冊)……………飯田裕康 120
- ロッター社版『マルクス著作集』(全八巻)……………飯田裕康 122

一九六〇年度の国税構造が持つ

税収の所得弾力性および限界租税函数

高木寿一

一、問題提出の意味

現代の財政政策理論の一つの課題として、Built-in-Stabilizerの問題がある。

この課題については、マスグレーブ(Musgrave)の研究そのほかがある。わが国において、この理論を簡明に提示し検討しているすぐれた一例は、林榮夫教授の「ビルト・イン・スタビライザー」(昭和三五年三月)であろう。

林教授のこの著書はビルト・イン・スタビライザーの理論の理解を進めるに極めて有益であって、私は殊に若い読者に推薦している。

ビルト・イン・スタビライザーは、その国の財政構造のうちに、経済変動ないしは景気変動を自動的に調節する作用―むしろ緩和する作用を持っている―その作用を現わす要因を内蔵している―その作用はいかなる過程を通じて実現するのかという課題として、私は関心を持っている。

一九六〇年度の国税構造が持つ税収の所得弾力性および限界租税函数

しかし、現代の日本の財政構造についてこの課題を検討している研究は、いままなお少ないように思う。林教授も現代の日本の財政構造について検討されているところが少ないし、また「現状のままでは、日本のビルト・イン・スタビライザーにあまり期待することはできないであらう」という（前掲書二七八頁、結語）。

この課題に関心を持つものとして、私は現代の（或は極く最近の）日本の財政構造は、いかなる程度にこのビルト・イン・スタビライザーの作用を現わし得る要因を持っているのかを理解したいと考えていた。この課題は、日本の財政学の研究者が検討すべき一の課題であると思っている。

ビルト・イン・スタビライザーの作用を研究する第一段階として、税収の所得弾力性および限界租税函数を検討せねばならないと思う。現代の日本の財政構造について、この第一段階の検討が未だ充分に行われていないように思う。ことに、日本の国の政治費とその財源は、国の一般会計に示されているが、現在、一般会計は「租税—支出」の典型的形態を示している。その財源の九五%程度まで、租税および租税に準ずる収入である。

念のために云って置くが、これは昭和三三年度決算、三三年度および三六年度予算における租税および印紙収入・専売納付金のほかに、前年度剰余金の九〇%程度のものを加えている。この前年度剰余金は、事実上は前々年度の決算剰余金であって、それは九〇%以上を租税・印紙収入・専売納付金を歳入とした決算剰余金である。

ところが、このように租税を主要財源とする日本の「国の財政構造」について、殊に現在（一九六〇—六一年度）の国税構造が持っている所得弾力性または限界函数の検討——それらの数値を把握しようとする研究が極めて少ない。現実の事実によって——一つの経験的事実として、日本の現行の国税および地方税の構造について、それらの数値を検証してみたいと考えていた。その結果として、税収の予測（測定）の問題——税制改正が行われなければ、いかなる程度の自然増収を生ずることになるか——政府（大蔵省）が、年々の予算案において公表している税収額にも関心を持たざるを得なくなった。したがって、

この問題について意見を徴せられる機会も多くなる結果になってしまったのであって、私がこの問題に関心を持つのは、時事問題としてばかりのことではない。しかし、現実の事実がこの問題に対する問題意識を強く刺激したことは確かである。近年、政府の予算案が発表される毎に、政府が予算案に計上している税収見込額が、私が測定する見込額よりも少ない——甚だしく過少に（慎重に内輪に見積るといって過少に）見積られているという疑問を持つことが多い。しかし、多くの人々は、大蔵省——政府が公表している増収見込額に大きな見込み違いがある筈がないと思っっている。私が公表された税収見込額が余りに過少であると云っても、それを理解してくれる人は極めて少なかった（殆んどなかったと云ってもよいほどであった）。どうも、この問題に関しては一般の理解（または認識）不足の度がすぎるように思う。大蔵省——政府が公表している税収測定額を無批判的に（或は盲目的に）鵜呑みにしている傾向が見える。しかし、この問題の今後の現実的重要性を考えて、私の疑問を提示した。私の見解に誤りもあろうし、不備な点も多からうから、忌憚なく教示して頂いて、この問題に関する私の——また一般の理解を進めたいという目的で、昨年十二月下旬—一月上旬に次の二文を書いた。それは「税収予測の方式と租税負担率の問題——実績による積上げ方式」の再検討を要求する（財政経済弘報、昭和三六年一月六日）、「前提条件のつかみ方に誤り」（時事通信、税務経理版、一月二〇日号）である。その後、この私の疑問の提出に対して、大蔵省主税局の川村・大原両氏の論文が発表されている。両論文ともに、副題として私の解釈に対する反論または批判と書かれている。大蔵省主税当局者の見解を知るに役だち、教えられ考えさせられるところが多かったことを私は感謝している。そしてまた疑問を持つことも多かった。それは左記の二論文である。

川村博太郎「昭和三十六年度の税収について——税収予測方式についての高木教授の意見に対する批判」（財政経済弘報、二月十三日号）。

大原一三「三十六年度税収と国民所得——高木教授の批判を反論する」（時事通信、税務経理版、五月十五日・十六日号）。

一九六〇年度の国税構造が持つ税収の所得弾力性および限界租税函数

二、「税収測定の方法——実績による積み上げ方式」について

現在(一九六〇—六一年)の日本の国税構造に現れている税収の所得弾力性および限界函数について、また国税収入の測定(予測)について、参考とすべき重要な参考資料は、私の考えるところでは—私の知る限りでは—川村・大原両氏の論文よりほかはないのである。その意味でも私は両氏の論文を極めて高く評価している。

財政金融統計月報(第一一〇号)に掲載された川村・大原・大村・岡田の四氏の「論苑」および「解説」は非常によい——啓発されるところが多い。ことに川村・大原両氏の論文は、「税収予測——税収の所得弾力性の問題に関連するところが多い。」(私はこの月報一一〇号を多くの人々に機会ある毎によい論文があるから読んでこらんなさいと推奨している)。税収の所得弾力性の問題に関して、大原氏の論文「国民所得と租税収入の変動をめぐって」は、なかなかの力作で、高く評価することに私は少しも躊躇しない。ところが、その論文の結語に、「……単年度の税収予測にこれらの相関値を使用することは、むしろ危険である」という。ここで「相関値」と云っているのは、所得弾力性の数値の意味と私は解釈する。そして「単年度ごとの税収の見積りは……最も現実的な、そして最も適確な経済予測と、その経済予測を前提とする課税物件の変動要因の分析を必要とする。その分析は、税種別ないし課税物件別のミクロ的な積み上げ方式が必要である。積み上げとは云っても、むしろ、景気変動要因ないしマクロ的な経済函数を全く無視するという意味ではない。それらはマクロ分析の過程において常に顧みらるべきものであるが、しかし、あくまで税収予測の補完的機能しか有しないものと考えられるのである」と(前掲、月報一一〇号一六頁)。これは大蔵省主税局が堅持している「実績による積み上げ方式」の基礎的観念を表現しているものとして、重大な意味を持っていると思う。

私は単年度(例えば昭和三五年度とか三六年度とか各年度ごと)の税収予測については、税収の所得弾力性、弾性値よりも、限界函数を基準または基軸として、積み上げ方式による測定はむしろその基準からの歪み(隔離)を測定する——或る基準(限界函数)によって測定した税収を、現実の事実(これまでに存在しなかったかまたは今後に予測される新しい事実で、税収に影響があると思われる事実)によって修正する場合の測定方式の役割(補完的機能)を持つべきであると思う。

したがって、税収測定の方式における「実績による積み上げ」と、「限界租税函数」との関係が、大蔵省主税当局者の解釈と、私の解釈とにおいて、その関係が逆になる。大蔵省主税当局者は「積み上げ方式」を堅持し、私は「限界函数を基準(基軸)とする修正方式」(仮称)をとっている。

次に重大な問題は、単年度の税収の変動を測定しようとする場合に、限界函数を基準または基軸とすると云っても、税収の変動に基準または基軸とすべきものがあるのか、またはないのか——この解釈の相違である。

大蔵省主税当局者は、そのような基準があればよいが、それを現実に求めることは困難であると解釈しているようである。それに反して、私は単年度の税収の変動を測定するについて、或る基準または基軸とすべきものがあると思う。私はその基準として「限界租税函数」をとるが、その数値を求めることは容易ではなくても、決して困難だとか、不可能に近いと云うほどのものではないと思う。この数年間においても国税の限界函数は大幅に変動している。しかし、その大幅に変動したという事実は、決して、或る単年度の税収の変動を測定する基準なるもの(基軸となるもの)が全く存在しないなどということにはならない。或る単年度の税収予測の基軸とする限界函数の数値を求めることは、決して超え難い困難があるのではない。もしも、税収の所得弾力性とか限界租税函数ということをまだ理解していない読者があって、この論文の意味が判らないといけないから、極く簡単な説明をして置こう。

税収の所得弾力性は、国民所得の伸び率に対する税収の伸び率の割合(比率)である。或る単年度(例、三五年度)の税収が国民所得の増加率に対応して増加する——その増加率である。基準とする年度(ここでは三四年度)の税収(T)に対する次

一九六〇年度の国税構造が持つ税収の所得弾力性および限界租税函数

年度の税収増加額 (ΔT) の比率と、基準年度 (または暦年) の国民所得 (Y) に対する次年度 (または暦年) の国民所得の増加額 (ΔY) の割合 (比率) の関係である。

したがって、税収の所得弾力性は $\frac{\Delta T}{T} \frac{Y}{\Delta Y}$ で示されるが、 T と Y とは既知の条件であるから、さらに簡単に $\frac{\Delta T}{\Delta Y}$ として示せば、限界租税函数である。次年度の租税収入の増加額を測定する基軸を求めるには限界函数の値をとる方が簡単明瞭である。 ΔT は ΔY の従属変数である。 ΔY の大きさとその構造内容 (その変動) によって、 ΔT の大きさとその構造内容が相違することになる。同一の税制構造において \parallel 税制構造に変更がない場合には、 ΔY の量と内容の変化をいかに受け取って、それが各個の租税および全体としての税収額の増減 (自然増収か自然減収か) にどのように現われるかを示すことになる。いわば租税収入が現わす景気感受性の一つの形態である。

限界函数を基準 (基軸) として次年度 (単年度) の税収を予測すると云うことは、税制に変更がない場合に、国民所得の増加額とその内容構造が同一ならば、 $\frac{\Delta T}{\Delta Y}$ は或る基準となる数値を現わす筈であると考えているのである。その限界函数がたとえ概数値であっても、税収測定の基準 (基軸) とすることができよう。しかし、国民所得の変動の量と内容とが前年と同一であるなどということは実際には存在しないと云うであろう。私はその量と内容の変動のうちで、測定しようとする年度の税収に影響すると判断する部分 (諸条件) について測定して、基準によって測定した税収額に増加または減少の修正を加えればよいと思う。それらの意味で、私は「限界函数を基準とする修正方式」なるものを提案しているのである。

税収の予測額に誤差が現われるとすれば、それは主として税収測定の基礎資料 (素材) となっている経済見通しの誤差に因るのであって、税収測定方式 \parallel 実績による積み上げ方式自体の欠陥に因るのではない——誤りがあるとするば素材の誤りで「積み上げ方式」の誤りではないと云う。それについて私がかねて漠然と心のうちに持っていたことが、先頃、森田優三教授の論文に明確に説明されているのを見て、考えさせられた。

森田教授は「経済分析の用具と素材」の結論のところ「……いかに理論が精密であり計算が複雑高度であっても、それだけで正しい結論は生れてこない。素材たる統計資料が正確でなければ、結果もまた正確ではあり得ない……」。……理論的には単純で正確であるが、信頼度の低い統計資料を取扱う用具としては、かえって、その粗大な性格が統計資料の持つ誤差を中立化し、変数間の平均的な関係を実用的に、より正確に実現することになるとも云えそうである」と結んでおられる (経済セミナー。一九六〇年十一月号五頁)。

この用具と素材の問題は、ここで問題としている税収測定についても関連があると思う。

主税当局者も素材に誤差がある (またはあり得る) ことは認めている。その素材にある誤差を、積み上げ方式によれば必ず修正されるということは云っていない。積み上げ方式によれば、その誤差が大きく現われるか、また少なく現われるか、「積み上げ方式」にはその保証がないと私は思う。

これに反して、限界函数を基軸として税収額を測定する場合には、その部分については、経済見通しを集約して現わしたものである。国民所得の推計額における誤差が、そのままに税収予測額に現われないで、自動的に調節されたものとして現われる。例えば、国民所得の推計額に或る額の誤差があったとする。限界租税函数を例えば二五%とした場合には、その誤差額 (誤差率ではない) の七五%の部分は自動的に消されて、税収の測定額に關係を持たないことになる。「修正」の部分だけに誤差が現われ得るが、それは積み上げ方式による誤差額が少ない量で現われる。したがって税収総額の測定額では「限界函数を基準とする修正方式」の方が素材の誤差が少なくなる結果に導く (少なく現われる) 要因を、測定方法自体のうちに持っていると思えるのではないかと思っている。それらの意味もあって、私はかねて「実績による積み上げ方式」について疑問を持ち、その再検討を要求しているのである。

第1表 昭和34年度と35年度の税収実績比較

税種	34年度 決算	%	35年度 実績	%	前年度 比増収額	%
(1) 所得税 (源泉分) (申告分)	2780 (2102) (678)	20.9 (15.7) (5.2)	3906 (2929) (977)	22.1 (16.0) (5.1)	1126 (828) (298)	26.4 (19.4) (7.0)
(2) 法人税	3906	29.1	5734	32.5	1828	43.0
(3) 酒税	2178	16.3	2485	14.1	307	7.2
(4) 専売益金	1261	9.4	1470	8.3	209	4.9
①-④ 小計	10125	75.7	13595	77.1	3470	81.5
(5) 砂糖消費税	338	2.5	281	1.6	△57	△1.3
(6) 揮発油税	822	6.1	1030	6.0	208	4.9
(7) 物品税	624	4.6	822	4.7	199	4.7
(8) 関税	808	6.0	1098	6.3	290	6.8
(9) 通行税	35	0.2	43	0.0	8	0.2
⑤-⑨ 小計	2627	19.5	3274	18.6	648	15.3
(10) 有価証券取引税	64	0.4	111	0.6	47	1.1
(11) 取引所税・とん 税・トランプ類 税・その他	計 23	0.1	22	0.1	△1	0.0
(12) 相続税	99	0.6	123	0.7	24	0.6
(13) 再評価税	32	0.1	21	0.1	△12	△0.3
(14) 印紙収入	425	3.1	506	2.8	81	1.9
合計	13395	100	17652	100	4257	100

(単位 億円。億未満四捨五入)

三、税収測定に関する
若干の条件

この論文では昭和三三年度の税収を実例として、所得弾力性と限界函数を測定しようとするが、そのために、まず三三年度と三三年度の国税収入の構造を示して置く。(第1表)

或る年度の租税の自然増収額の測定については、次の条件を考慮しなければならない。

(1) 前年度に行われた税制改正によって、(A)初年度(税制改正が行われた年度)における増収額または減収額と、(B)その次年度からの平年度における増収額または減収額との差額である。或る年度の

税制改正による増税または減税がその年度の最初から施行されないで、年度の中途から実施される場合には、その改正による初年度の増収または減収と、平年度における増収額または減収額との差は大きくなる。例えば三三年度の税制改正による初年度の増収または減収は、既に三三年度決算額にその結果が現われている。したがって、三三年度の税収については、三三年度の税制改正による初年度の増収額および減収額と、三三年度(平年度)の増収額および減収額の差額を見れば、三三年度(前年度)の税制改正による増(減)収がどの程度と見込まれているかを知ることになる。

(2) 当年度(ここでは三三年度)の税制改正による初年度の増収または減収額をどの程度に見込むか。
この二つの条件を吟味することによって、或る年度(ここでは三三年度)の決算額における増(減)収を調節して自然増収額を概算することができよう。

三三年度の税制改正による国税(一般会計分)の増収および減収額は次のように見込まれていた。

- (A) 初年度の減収見込額 一三三億三三百万円
- (B) 平年度の減収見込額 七十一億四七百万円
- (A)~(B)の差額 六一億八五百万円

この一般会計分の減収見込額について、殊に所得税と法人税、揮発油税、物品税、砂糖消費税について若干の説明を要するかと思う。(資料、「国の予算」三三年度版五四〇―二頁参照。)

改正項目 (A) 初年度見込額	(B) 平年度見込額	差額 (A)~(B)
(1) 減税	四一三億円(減)	五二億円
(a) 所得税の一般的減税	三七九億円(減)	四三億円
内(扶養控除の引上げ)	(二四五)	(三三)
	(二七八)	
一九六〇年度の国税構造が持つ税収の所得弾力性および限界租税函数		

(税率の引下げ)	(一一三)	(一一三)	(一〇〇)
(退職所得の控除引上げ)	(一一一)	(一一一)	(一〇〇)
(b) 法人税の減税	〇	三億円(減)	三億円
(c) 物品税の軽減	三五億円(減)	四〇億円(減)	五億円
(2) 特別措置の整理	七〇億円(増)	一三三億円(増)	六二億円
内 (所得税)	(増六二)	(増一八四)	(増一二二)
(法人税)	(増一三)	(減四七)	(減六〇)
(登録税)	(減五)	(減五)	(〇)
(3) 事業税減税に伴うはね返り 等による増収	九億円	一二億円	三億円
内 (所得税)	(七)	(七)	〇
(法人税)	(二)	(五)	(三)
(4) 揮発油税の増徴	一九三億円	一三三億円	四〇億円
(5) 物品税の新規課税	七億円	九億円	二億円
(6) 砂糖消費税の関税への振替	二七三億円(減)	三三三億円(減)	五〇億円
砂糖消費税	二七三億円(増)	三三三億円(増)	五〇億円
関税			

この表に示すように、三四年度の税制改正による初年度と平年度(三五年度)の減収または増収の見込の差額を見ると、(1)減税と(2)租税特別措置の整理によって、増収額においては(負担の均衡の問題を別として)、所得税は増収見込になっている。法人税は減収見込、物品税は減収見込、揮発油税は増収見込になっている。

所得税は一般的減税において、三五年度に約四三億円の減収見込であるが、特別措置の整理において一二二億円の増収であるから、差引き約七九億円の増収見込となる。

法人税の三五年度の減収見込と増収見込との差引額は約六〇億円となる(特別措置の整理)。

物品税は軽減と新規課税との差引額約三億円の増収見込、揮発油税は四〇億円の増収見込、砂糖消費税は関税への振替によって五〇億円の減収見込、関税は砂糖消費税からの振替によって五〇億円の増加見込になっている。登録税は印紙収入に含まれているが、初年度と平年度の減収見込額には増減がない。

三五年度の国税(一般会計分)についての税制改正は、年度の始めからの関税の増徴が行われて約五八億円の増収が見込まれている。三六年一月以後において(三五年度の第4四半期)、給与所得について減税が行われ、約五八億円の増収が見込まれている。

それらの(1)前年度の税制改正による本年度(ここでは三五年度)の増収の増減の当初見込額と、(2)三五年度の税制改正による増収の増減の当初見込額とを概算すれば、第2表が示すように総計において増収見込と減収見込の差引額は約五六億円になる。

一般会計の租税・印紙収入・専売納付金の三四年度決算額に対する三五年度決算の増収額を約四二五七億円として、三四年度および三五年度の税制改正による増減収見込の差引額約五八億円の増加を、当初見込額をそのままに、決算増加額から差引くと約四二〇一億円になる(決算における増加額よりも約五六億円だけ少いことになる。これは三四年度および三五年度の税制改正による減収および増収の当初見込額をそのままに、三五年度の減収および増収額として計算したから、このような結果が現われたのである。しかし、三四年度と三五年度の改正によって減税された租税について、もしその租税が減税されなかったならば生ずる筈であった増収額を考えるとすれば、殊に法人税の場合であろう。法人税の減収の当初見込額は約六〇億円である。法人税の所得弾力性は他の租税より大きい。しかし、この三五年度の場合について、法人税収入の決算額を三四年度の決算額と対比した増収の伸び率は約一・四七である。もし、法人税の減税が行われずに、当初見込額の約六

第2表 税制改正がなかった場合の当初見込額による35年度の税収見込額

国 税 (一般会計分)	35年度決算額		34年度改正による増減(△)当初見込額			35年度改正による増減(△)取額	税制改正による35年度増減(△)取額	税制改正がなかった場合の35年度増減(△)取額	
	増収額(%)		A 初年度	B 平年度	A~B 差 額				(%)
(1) 所 得 税	1126	26.4	△ 309	△ 231	79	△ 58	21	1105	26.3
内 (源泉分)	828	19.4	△ 269	△ 174	95	△ 58	37	791	19.1
(申告分)	298	7.0	△ 41	△ 57	16	—	16	314	7.2
(2) 法 人 税	1828	43.0	15	△ 45	△ 60	—	△ 60	1888	44.9
(1)+(2) 小 計	2954	69.4	△ 294	△ 276	19	△ 58	△ 39	2993	71.2
(3) 酒 税	307	7.2	—	—	—	—	—	307	7.3
(4) 専 売 益 金	209	4.9	—	—	—	—	—	209	4.9
(3)+(4) 小 計	516	12.1	—	—	—	—	—	516	12.2
(5) 砂 糖 消 費 税	△ 57	△ 1.3	△ 273	△ 323	△ 50	—	△ 50	△ 7	△ 0.2
(6) 揮 発 油 税	208	4.9	193	233	40	—	40	168	4.0
(7) 物 品 税	199	4.7	△ 28	△ 31	3	—	3	202	4.8
(8) 関 税	290	6.8	273	323	50	58	108	182	4.3
(9) 通 行 税	8	0.2	—	—	—	—	—	8	0.2
(5)~(9) 小 計	648	15.3	165	202	37	58	95	553	13.1
(10) 有 価 証 券 取 引 税	47	1.1	—	—	—	—	—	47	1.1
(11) 取 引 所 得 税・トランプ 類税・とん税など	△ 1	0.0	—	—	—	—	—	△ 1	0.3
(12) 相 続 税	24	0.6	—	—	—	—	—	24	0.6
(13) 再 評 価 税	△ 12	△ 0.3	—	—	—	—	—	△ 12	△ 0.3
(14) 印 紙 収 入	81	1.9	△ 5	△ 5	0	—	—	81	1.9
(15) 合 計	4257	100	△ 134	△ 79	56	0	56	4201	100

(単位 億円。億未満四捨五入。△印は減収)

成の変動が決定されていること
— 殊に法人税収入によって決定
されることが大きいことを示して
いる。

四、主要な租税におけ
る所得弾力性と限界
函数の測定

(一) 所得税・法人税・酒税・
専売益金について

(1) 所得税の課税の対象であ
る所得取得の事実の発生と、所得
税の収納期との間の「時の遅れ」
は、源泉徴収分と申告納税分とに
よって相違する。源泉徴収分(給
与所得・配当・利子所得など)につい
ては、課税所得の取得(所得支払)

一九六〇年度の国税構造が持つ税収の所得弾力性および限界租税函数

○億円の部分も一・四七の率で増加したとすれば、約九〇億円の増収となり、当初見込額よりも約三〇億円多いことになるであろう。法人税以外の他の租税について——所得税の減税を含めて——減税が行われた租税について、もしその減税が行われなければ生ずる筈であった税収は、所得税の一般的減税の部分(当初見込額約四三億円)と物品税の軽減(当初見込額約五億円)が増収を見込み得るものであろう。三四年度と三五年度の決算額について所得税の伸び率は約一・四であり、物品税の伸び率は約一・三である。所得税の一般的減税が行われなかったならば(特別措置の整理による増収当初見込額——三三年度約一二二億円の部分も増加するのを別としても)、約七八億円の増収があったとしても、当初見込額より約三五億円の増収である。物品税の軽減が行われなかったならば(新規課税による増収の当初見込額二億円を別として)約二億円に近い増収となろう。これらの租税の減税が行われた部分だけについて、減税が行われなかった場合の増収額を概算すれば、約八〇億円になる。しかし増税による増収当初見込額の増加がある。それによって自然増収額の一部が相殺される。

昭和三五年度に関する限り、税制改正がなかった場合の税収の自然増加額と、決算における増収額とを比較すれば、両者はほぼ等しいか、または一〇億円程度の差に止まるであろう。

税制改正がなかった場合の税収額は、それぞれ当初見込額によって税収の増減を測定した場合に、約四二〇一億円になるが、各税の構成比は少しく変動している。殊に法人税は四四・九%、所得税は二六・三%、酒税は七・三%、専売納付金(専売益金)は四・九%を占める。この四税で合計約八三・五%になる。殊に法人税と所得税だけで七一・二%を占めることになる。さらに、(5)砂糖消費税・(6)揮発油税・(7)物品税・(8)関税・(9)通行税の合計額は約五三三億円で約一三%を占めている。合せて約九六・五%を占めていることになる。決算額におけるこれらの構成比は九六・八%であるから、その差は〇・三%程度である。決算における増収額においても、税制改正があった場合の増収または減収の当初見込額によって測定しても、(1)所得税・(2)法人税→(9)関税までの九種の租税によって、国税収入(一般会計分)の量と構

の事実があった翌月に納付される。時のおくれは約一ヶ月である。申告納税分については、暦年の課税所得に対する所得税が翌年の三月十五日までに申告納税されるのであるから、「時の遅れ」は約三ヶ月半である。

所得税収入において源泉分と申告分の収入が占める比率は、三四年度および三五年度の決算において見られるように、源泉分が七五・六〇七四・七〇(平均して約七五%)、申告分が二四・四〇二五・三〇(平均して約二五%)を占めている。したがって、所得税収入の全体としては、加重平均すれば、二ヶ月に近い「時の遅れ」となるが、申告納税分のうち三月末までに収納されない部分もあり、また(私は)四半期別の所得統計しか示されていないから、所得税は暦年の所得とその変動を反映するものとして測定する。第3表は三四年の暦年の個人所得の動きと所得税収入の動きとの関係を示そうとするものである。但し、所得税は個人所得のすべてを課税の対象とするものではない——課税所得とするものではない。しかし、所得の構成内容にvarietyがなく(また変動があっても、その変動が微少で、それを無視してもよ

第3表

34年暦年(UY)	第1半期 (1~3月)	第2半期 (4~6月)	第3半期 (7~9月)	第4半期 (10~12月)	暦年 合計額	35年 1~3月
勤労所得	10190	11761	12318	15161	49429	11737
個人業主所得	5880	5429	7508	9974	28791	6370
個人賃貸料所得	555	531	556	596	2239	607
個人利子所得	857	910	949	1041	3756	1090
合計	17481	18631	21331	26772	84215	19804
34年度(FY)	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	合計額	35年4~6月
所得税収入 (源泉分)	463	790	591	937	2781	606
(申告分)	63	141	141	335	680	92
所得税	34年4月	34年7月	34年10月	35年1月	35年3月	35年4月
滞納額 (源泉分)	188	168	164	159	187	169
(申告分)	47	45	44	41	39	41
(申告分)	141	122	120	118	148	128

資料 国民所得白書 p.95。

財政金融統計月報107号 p.20-21。117号 p.16-17。

いほどのものであるとすれば)、また所得税に関する税制改正がないとすれば(同じ税制構造であるとすれば)、暦年計算の個人所得の変動と所得税収入の変動との関係を見ることは意味のあることであろう。

昭和三四年(暦年)の分配国民所得において、個人所得は八兆四二二五億円と推計されている(三三年—暦年の個人所得は七兆五三五八億円と推計されているから、個人所得の増加額は約八八五七億円である。国民所得白書、九四頁)。

昭和三五年(暦年)の分配国民所得が、三四年(暦年)に対して一・六%、一・六・二%の増加率として、約一兆五五〇〇億円の増加と推計する。したがって三五年(暦年)の分配国民所得を約一兆一八〇〇億円と推計する。その一五%、一五・五%を法人所得(約一兆七三〇〇億円)とし、個人所得を約九兆四五〇〇億円と推計する。

三四年(暦年)の個人所得八兆四二二五億円に対して約一兆〇三〇〇億円の増加である。

第2表に示すように、三四年度および三五年度に税制改正がない場合には、三五年度の所得税収入の増収額は約一一〇五億円になる(減収または増収についてはいずれも当初見込額によっている)。

この所得税の増収額(税制改正がない場合の自然増収額)によって、三五年度の所得税に現われている(1)所得弾力性と(2)限界函数を計算すると次の結果になる。

- (1) 所得弾力性は約二・五となる。
- (2) 限界函数は約七・三%である。

(2) 法人税の課税の対象となる事実——法人所得の取得の事実——法人税の課税の対象となる事実の発生時期から、法人税が収納される時期までの「時の遅れ」は所得税の場合よりも長い。法人税は決算後の二ヶ月以内に申告され、申告と同時に法人税額の二分の一を納付する。他の二分の一の部分については、申告以後三ヶ月間に分納することが認められている。

決算によって法人の所得が決定すると、法人税の半額が納付されるが、他の半額は三ヶ月の分納が認められているから、法

第4表

33年→35年 四半期別	33年 10~12月	34年 1~3月	34年 4~6月	34年 7~9月	34年 10~12月	34年 (OY) 合計	35年 1~3月
法人所得	2132	2413	2957	3115	3578	12063 (合計)	3695 (10~3月平均)
2四半期額平均	2273		2685	3036	3345	11340	3637

(資料 国民所得白書 p.95。)

34年度四半期別	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	整理期間	合計	35年4~6月
法人税収入	1015	734	1124	953+80=1033		3906	1475
二期別	前期分 1749		後期分 2157			35年1月~6月 2508	

(資料 財政金融統計月報 107号 p.20-21。)

人税の全額が納付済みになるまでには五ヶ月の期間がかかる——五ヶ月の「時の遅れ」があることになる。しかし、そのことによって、法人税について所得の発生から法人税の収納までの「時の遅れ」が五ヶ月であると解するのは正しくないと思う。法人税の半額が二ヶ月の遅れで、他の半額が五ヶ月の遅れであるから、法人税の収納は三ヶ月半ないし四ヶ月の「時の遅れ」があると云うのが正しいと思う。したがって、或る年度の第4四半期(一~三月)における法人の決算による法人税の収納はその年度には収納されない。大体において1四半期前の——暦年の法人所得の変動が、年度の法人税収入の変動に現われることになる。したがって、第4表においては三四年度と三五年度第1四半期における法人所得と法人税の収納との関係を示そうとしたのである。但し、この場合に、三四年度における法人税の改正による減収額は示されていない。しかし、法人所得の変動と法人税収入との関係の大体の傾向を見ることはできると思う。

第4表では四半期別の法人所得と各2四半期の平均額を参考までに記して置いたが、同一の四半期内の法人所得が直線的に増加しているのではないから、この平均額を合計した暦年の法人所得額は、四半期別の法人所得の合計額よりも少くなる。

申告後三ヶ月の分納が認められている法人税の半額の納付は、決算から五ヶ月の猶予期間の終りに集中するとすれば、法人税は課税事実の発生から三ヶ月半の

「時の遅れ」があることになるが、三ヶ月半別または四ヶ月別の法人所得の統計資料を持たないから、三ヶ月別(四半期別)の法人所得——暦年の法人所得と法人税収入の関係を見ることにする。

三四年(暦年)の法人所得は一兆二〇六三億円で、三五年(暦年)の法人所得を国民所得約一兆一八〇〇億円の一五%~一五・五%に約一兆七三〇〇億円と推計する。暦年の法人所得の増加額は約五二四〇億円になる。

三五年度の法人税の収納実績は、三四年度よりも約一八二八億円多いが(第1表参照)、税制改正がなかった場合の増収額は(当初見込額をそのままに計算しても)、約一八九〇億円で(第2表参照)。また減収額の伸びを約三〇億円とすれば、約一九二〇億円の増収があった筈である(一二頁参照)。

これによって、三五年度の法人税収入に現われている法人税の(1)所得弾力性と(2)限界函数を測定する。

- (1) 所得弾力性は約三・〇である。
- (2) 限界函数は約一一・九%である。

(3) 酒税は庫出税—引取課税で従量課税である。製造場から移出し、または保税地域から引き取る酒類の数量を課税標準とする。製造場から移出した酒類については、翌月の十日までに申告書を提出し、同月末までに酒税を納付する。また保税地域から引き取る酒類については、引き取る際に申告書を提出して、直ちに酒税を納付する。酒税の課税の対象となる事実は、製造場からの移出(庫出)である。輸入された酒類については保税地域からの引き取りである。国内産の酒類については、この課税の対象となる事実と、酒税の収納には約二ヶ月に近いおくれがある。それは酒類庫出高と酒税の月別収納額に現われている(第5表参照)。

しかし、酒類の庫出(移出)は、酒類に対する需要—支出があることを予測して仕入れているのである。所得の処分(支出)を予定して仕入れるのである。したがって、所得の取得と所得の処分(酒類を対象とする支出)との間の「時の遅れ」の

一九六〇年度の国税構造が持つ税収の所得弾力性および限界租税函数

期間の長さ、酒税の課税の対象となる事実である「庫出」と酒税の収納との間の「時の遅れ」の期間の長さとの差がほぼ相殺されるとすれば、酒税の所得弾力性および限界函数を測定する場合には、国民所得の増加額(ΔY)は、暦年の増加額(ΔCY)をとるべきであるが、ここでは他の消費税の場合と同じく、四ヶ月ないし五ヶ月のおくれとして計算する。

酒税収入の三四年度と三五年度の決算額を比較すれば、約三〇七億円の増収である。これによって、酒税の(1)所得弾力性と(2)限界租税函数の値を求める。(三四年度の税制改正の増収または減収の平年化による増収も減収もなく、三五年度の酒税の改正による増収も減収もない。第2表および二、一、二頁参照。)

(1) 酒税の所得弾力性は約〇・九である。

(2) 酒税の限界函数は約二・〇%である。

(4) 専売益金(専売納付金)は、次に第6表にも示すように、三五年度当初予算においては一三六四億円であったが、三五年度第二次補正予算において、販売高の増加によって日本専売公社納付金の増収見込として三九億二五百万円が追加された。補正後の予算額は約一四〇三億円となった。

さらに三五年度実績においては、約一四六五億円となった。アルコール専売事業納付金は約五億円と推定して、第1表で専売納付金(専売益金)を約一四七〇億円としたのである。

専売納付金(専売益金)は、日本専売公社納付金とアルコール専売事業特別会計納付金であるが、その絶対的な大部分は専売公社納付金である。

第5表

年 月	酒類庫出高	酒税実績	
35. 1 2 3	121408		
	135199		
	171716		
35. 4 5 6 7 8 9 10 11 12	199318	161億12	
	173454	197 19	
	198099	216 55	
	203976	185 47	
	194720	212 41	
	170842	226 18	
	166274	225 37	
	171852	204 01	
	259635	195 10	
	36. 1 2 3	134735	243 85
		147010	268 97
		193844	148 73
合 計	2,191,631	2485億円 (決算額)	

- (1) 庫出高——財政金融統計月報 117号 p. 26.
- (2) 酒税月別実績——同号 p. 16-17.

第6表 日本専売公社納付金

年 度	33年度決算	34年度決算	35年度当初予算
(1) 収入総額 内、たばこ事業収入	2660 2450	2844 2615	3030 2761
(2) 支出総額 内、たばこ事業費	1490 1080	1621 1118	1692 1193
(3) 差引収入超過額	1170	1223	1338
(4) 資産増加額	91	30	30
(5) 純利益	1261	1253	1368
(6) 固定資産増加額控除	2	1	9
(7) 専売納付金	1260	1251	(当初)1359

資料 大蔵省主税局編、昭和33年度決算の説明、p. 174。昭和34年度決算の説明、p. 183。「国の予算」35年度版p. 718。

昭和三三年度決算額
 専売公社納付金 一三六〇億円
 アルコール専売事業納付金 四億円
 合計 一三六四億円

三四年度決算額
 一三五一億円
 一〇億円
 一三六一億円

三五年度当初予算額
 一三五九億円
 四億円
 一三六三億円

三五年度実績額
 一四六五億円
 五億円
 一四七〇億円

専売益金の増減は、主として、専売公社納付金の増減によって決定される。そして専売納付金は「たばこ」の専売益金(租税専売たばこ税)によって決定される(塩事業としよう脳事業は収益を生じていない)。三三年度および三四年度の専売公社納付金の決算額と、三五年度当初予算額は第6表に示される。

第6表が示すように、専売公社の(3)収入超過額は三三年度から三五年度に年々増加している。しかるに三四年度専売納付金が三三年度に比して減少しているのは、(4)資産増加額が三四年度決算に比して三三年度決算において約五九億円だけ多かったからである。この項目(4および6)を調節すれば、三四年度は前年度に比して約五三億円の増加である。三五年度の専売納付金(専売益金)実績を約一四七〇億円とすれば、三四年度に比して約二〇九億円の増収である。この「たばこ」専売益金の増加は、販売数量の増加と、下級たばこから上級たばこへの消費の移行などの結果を現わしている。

たばこの消費は習慣的な消費の性質を持っている。国民の所得が増加すれば、これまで消費していた種類のものよりも高級品を消費しようとする傾向があり、また消費量が全体として増加する傾向があるが、所得が増加すると直ちに——その月から、その傾向が現われるとは云えない。ここでは五ヶ月のおくれがあるものと仮定して、(1) 所得弾力性と(2) 限界函数の数値を概算する。(二) (二頁参照)

三五年年度の専売納付金を約一四七〇億円として、前年度決算額に対する増加額を約二〇九億円とすれば左記の数値を示すことになる。

- (1) 所得弾力性は約〇・九になる。
- (2) 限界函数は約一・四%になる。

(二) 砂糖消費税・揮発油税・物品税・関税について

(5) 砂糖消費税・(6) 揮発油税・(7) 物品税はいずれも庫出税または引取課税である。課税の対象となる事実は製造場から移出(庫出)し、または保税地域から引取る事実である。(5) 砂糖消費税と(6) 揮発油税について、その課税事実の発生した場合に、製造場から移出(庫出)されたものについては翌月末までに、保税地域から引き取られるものについては直ちに納付する。物品税において、小売販売した物品については翌月末までに、製造場から移出した物品については翌々月末までに、物品税を納付する。保税地域から引き取った物品については、引き取りの際に直ちに物品税を納付する。担保を提供するときは、砂糖消費税では一月以内、揮発油税では二月以内(但し保税地域から引き取るものについては三ヶ月以内)、物品税については(第2種・第3種の物品について)一月以内の徴収猶予が認められている。

したがって、この三税については課税事実の発生から、各税が収納されるまでの「時の遅れ」は、二ヶ月ないし三ヶ月である。

(8) 関税については、課税事実の発生と、その収納までの時の遅れが短い。関税における課税事実の発生と、国民の所得の収得および処分との間に、全く関係がないとは云えないと思う。所得の収得から所得の処分までの「時の遅れ」と、需要の増加を見込んで輸入する見越期間の長さとの差も考えなければならぬ。国民所得の増加(または減少)と輸入量との間には或る函数関係があろう(限界輸入函数である)。その限界函数関係はいかなる程度の時の遅れをもって現われるか。全く実需に関係のない思惑輸入を別として、国民所得額の増加に対応する輸入の増加が現われるまでの「時の遅れ」が六ヶ月よりも長いということはあるまいと思う。むしろ、三ヶ月より長く六ヶ月より短い——恐らく五ヶ月六ヶ月の遅れと判断するのが穏当であろうと私は考えている。

関税収入の増加には国民所得の増加が五ヶ月ないし六ヶ月のおくれをもって現われるとすると(仮定すると)、三五年年度の関税の増収はいかなる程度の所得弾力性と限界函数を示すことになるか。

昭和三五年年度の関税収入の増加額は、六ヶ月のおくれがあるとすれば、昭和三四年十月から三五年九月にいたる期間の国民所得額と、前年十月以後の同期における国民所得額との差額(増加額)と或る函数関係を持つことになる。

昭和三三年十月から三四年九月にいたる期間の国民所得額は約九兆一九二七億円である。三四年十月から三五年九月に到る期間の国民所得は、同一前期間の所得額の一六・一%の増加であったとすれば、約一兆四八〇〇億円の増加である(総額、一〇兆六七三〇億円)。前記のように三四年(暦年)に対する三五年(暦年)の国民所得の増加額を約一兆五五〇〇億円とした。その平均額は約一兆五一五〇億円である。関税収入が国民所得の増加に四ヶ月半のおくれを示すとすれば、この約一兆五一五〇億円の増加に対応することになる。

揮発油税・物品税にも保税地域からの引き取り課税の部分がある。輸入品に対する課税である。そこで、関税および揮発

油税・物品税については四ヶ月半ないし六ヶ月の遅れがあるものとして(また思惑輸入もあろうが、それを含めて)、三五年年度の
税収増加額が示す(1)所得弾力性と(2)限界函数を測定すると次の数値を示すことになる。

税種	揮発油税	物品税	関税
(1) 所得弾力性	約一・四	約二・〇	約一・五
(2) 限界函数	約一・三%	約一・三%	約一・八%

(5) 砂糖消費税は三五年度収入実績においては、前年度決算額に比して約五七億円の減少である。税制改正がなかった
場合の税収を当初見込額によって調整しても七億円の減収である。これは三五年(暦年)における国民所得増加の影響を受け
なかったものとして、この所得弾力性および限界函数の測定から除く。

(9) 通行税は、交通機関の利用者の購買力支出に対する直接支出課税または直接消費税であると私は解釈している(し
ばしば流通課税と云われるが、私は流通税なるものではないと解釈している)。通行税は、運輸業者が運賃または料金を領収する際
に、国に代わって、乗客から通行税を徴収して翌月末までに納付する。国鉄については翌々月末までに納付する。課税事実
の発生から収納までの遅れは約三ヶ月になる。通行税収入の大部分は国鉄が徴収する通行税である。個人が支払う通行税収
入は少い。大部分は民間の会社・諸機関および公的機関によって支払われている。また、年々の増収額も少いから、所得弾
力性および限界函数の測定から除くこととする。

五、国税収入の所得弾力性と限界函数の数値

日本の現在(一九六〇—六一年度の国税構造が持つ所得弾力性と限界函数の数値は、所得税・法人税・酒税・専売益金(租
税専売(たばこ税)・揮発油税・物品税・関税——七つの租税によって決定されている。これらの租税は三五年年度の国税収入

において約九五%を占め、増収額において約九八%を占めている。(第1表参照)

砂糖消費税は現在の状態においては、国民所得の増加に対応して変動していない。また通行税の増収は極めて少いから、
これらの数値の測定から除外した。

(10) 有価証券取引税・(11) 取引所得税・とん税(港湾使用料の性質を持つ)・トランプ類税そのほかは所得の変動に殆ど関係
を持たないか、または税収が極めて少いものとして除いた。(12) 相続税・(13) 再評価税の税収も昨年および本年の所得の
変動による税収の変動に関係がないものとして除き、また(14) 印紙収入も
登録税・印紙税などは主として資産に関する課税として除外した。

したがって、前記の所得税と関税の七つの租税について——自然増収額の
約九八%を占めている租税について、それぞれの租税収入に、いかなる程度
の「時の遅れ」をもって、国民所得(分配国民所得)の変動の結果が現われる
かの問題を検討した。

それぞれの租税収入に現われているその「時の遅れ」は、長いものは五
六ヶ月、短いものは一ヶ月半の「時の遅れ」を現わしている。それぞれの租
税に現われているこの「時の遅れ」を、それぞれの租税が国税の増収(一般
会計分)総額において占める比重によって加重平均して調整すれば、国税収
入の総額としては、国民所得の増加に対して約三ヶ月半ないし四ヶ月の「時
の遅れ」を示している結果になる。前記のように所得税収入は二ヶ月に近い
遅れ、法人税は三ヶ月半ないし四ヶ月の遅れ(二四頁、一六頁参照)、酒税その

第7表

税種	34年度決算額 における比重	所得弾 力性値	加重 平均値	限界函数 の数値
所得税	20.9%	2.5	52.25%	7.3
法人税	29.1%	3.0	87.30	11.9
酒税	16.3%	0.9	14.67	2.0
専売益金	9.4%	0.9	8.46	1.4
揮発油税	6.1%	1.4	8.54	1.3
物品税	4.6%	2.0	9.20	1.3
関税	6.0%	1.6	9.60	1.8
その他の租税 および印紙収入	7.0%	0	0	0.5
加重平均による所得弾力性値				27.5%
				1.9002

他の消費税と関税については五ヶ月の遅れがあるものとする(一七頁―二三頁)。増収総額の約九八%を占める主要な税収の比重によって計算すると次の結果が現われる。左の表で(A)は三五年年度の増収額における比重、(B)は時の遅れ(月数)である。

(1) 所得税	(A) 二六・四%	×	2	(B) 〓	〓	五二・八%
(2) 法人税	(A) 四三・〇%	×	4	(B) 〓	〓	一七二・〇%
(3) 酒税・専売益金・揮発油税・物品税・関税	(A) 二八・五%	×	5	(B) 〓	〓	一四二・五%
(1)・(2)・(3)の比重(A)合計	九七・九%	加重平均値	三・六七	〓	〓	三・九六

したがって、昭和三五年年度の国税収入の増収額の九八%まで―収入全体として概ね三五年(暦年)の国民所得の増加の結果を反映していると判断してよいと思う。

それぞれの租税が三四年年度決算の国税収入総額において占める比重と、それぞれの租税が現わしている所得弾力性の数値によって、加重平均すれば、一九六〇―六一年年度の国税構造の持つ所得弾力性は、約一・九であるという結果が現われている(第7表参照)。

限界租税函数は、暦年の国民所得の増加額との割合において、前記第7表の七つの租税については、三五年年度税収実績は約二七%であることを示している。その他の諸税および印紙収入の増収額を加えれば、国民所得の暦年計算の増加額に対して約二七・五%を示している(第7表参照)。

ここに三五年年度の国税収入に現われている所得弾力性および限界租税函数の数値を検討した。それは日本の国税構造が一九六〇―六一年に持っていた性格の重要な特徴の一つを示していると思う。

社会的価値判断と政策プロセス

加藤 寛

一、はじめに

価値判断が主観的であるとか客観的であるとか、あるいは、経済政策学に価値判断を入れてはならないかどうかというような問題が、経済政策学の根本問題として論ぜられたことがあった。戦後になって、この問題は戦前ほど華々しくは論ぜられていないが、問題の重要性は少しもなくなってはいないし、むしろ重要であるが故に、論議の水準をもっと高めるために沈潜したと考えるべきであろう。とくに戦後は、新厚生経済学の精緻な理論の導入とマルクス理論の復活によって、価値判断の問題は、理論の背後に、あるいは実証的研究の裏面におしやられてしまった感がある。

しかし現実の激しい社会的緊張は、この問題を回避する社会科学を無力としているし、社会科学としての意味が「社会学」に転化される危険すらはらんでいるのである。

ただもろん、私がこの無力な社会科学に悲憤慷慨して、いたずらに過去の価値判断を経済政策学の中に導入したとしても、それは私をドン・キホーテにするだけである。私がいまここに、この問題を取りあげたのは、過去においてあれほど